

「インターネット上の商標権侵害と媒介者の責任」から見た“横断的研究”の必要性

藤本 一 (杉村萬国特許法律事務所 弁理士)

Intermediary Liability for Trademark Infringement on the Internet and a “Cross-sectional Study” of Intellectual Property

Tsuyoshi Fujimoto

Patent Attorney of Japan, SUGIMURA & Partners

【要旨】 本稿は、まず、国際活動委員会が企画・運営し、2020年及び2021年に開催された国際シンポジウムの主題である「インターネット上の商標権侵害とその媒介者責任」について、その企画に際して筆者が抱いていた問題意識を明らかにする。次に、それを通じて筆者が感じた、①法域、②規制手法、③学問分野及び④政策分野の4つの境界をまたいで研究する必要性について述べる。そして、そのような研究の必要性が知的財産研究全般にも当てはまり得ることを前提に、日本知財学会が②及び③を“横断”した研究を行うのに適した場である一方、④の“横断”については意識的な取り組みが必要であること、さらに、国際活動委員会はそれらを踏まえて①を“横断”した活動を進めていくことを確認する。

【キーワード】 商標 インターネット 媒介者責任 間接侵害 デジタルプラットフォーム

【Abstract】 This paper starts with my personal concerns at the International Intellectual Property Symposiums discussing “Intermediary Liability for Trademark Infringement on the Internet” planned and held by the International Committee in 2020 and 2021. The following part explains that we should consider the issue beyond boundaries of jurisdictions, regulation measures, disciplines, and policy fields. Afterwards, it is pointed out that such attitude is also required to study other issues in the field of intellectual property and, while the Intellectual Property Association of Japan suits people to discuss issues from perspectives of various regulation measures and disciplines, they should diligently absorb knowledges in other policy fields than IP policy. We, International Committee, would encourage studying IP issues especially from the point of view of multijurisdictional laws, which is confirmed in a final conclusion.

【Keywords】 Trademark Internet Intermediary liability Indirect infringement Digital platform

1. はじめに

筆者が所属する国際活動委員会（以下「本委員会」という。）は、2019年度に設置され、本稿執筆時点（2022年11月末）までに2020年及び2021年の2度にわたって、インターネット上の商標権侵害とその媒介者責任（intermediary liability）¹を主題とした「知的財産国際シンポジウム」（以下、各回を「第1

回シンポ」及び「第2回シンポ」と、両者をまとめて「本シンポ」という。）の企画及び運営を行った。本稿は、本シンポを企画するに当たって筆者の抱いていた問題意識を明らかにするとともに、それを通じて筆者が必要と感じた知的財産研究に対する姿勢—さまざまな境界をまたいだ“横断”的な研究の必要性²—について書き留めておくことを目的とする。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であって、筆者の所属するいかなる組織

(本委員会を含む。)を代表するものではない。また、最新の法律実務等については、国内外の専門家に確認されたい。

2. 「知的財産国際シンポジウム」

2.1 概要

日本知財学会（以下「本学会」という。）は、2020年2月14日に「インターネット上の模倣品対策～インターネット上での商標権侵害とその媒介者の責任に焦点を当てて～」と題して、2021年3月5日に、その続編的な位置付けで、「インターネット上の商標権侵害に関する諸問題」と題して、日本弁理士会との共催で、本シンポを開催した。いずれも、前半で、各国・地域の法律専門家から、主題に則した内容の講演を行っていただき、後半は、それら専門家にわが国の専門家を加えて、パネルディスカッションを行った。

講演者は、表のとおりである。なお、肩書はいずれも本シンポ開催時のものである。

2.2 企画の背景

本シンポの企画を始めた2019年夏ごろの時点で、

筆者が問題意識として念頭に置いていたのは、いわゆる「越境EC」（越境電子商取引）の活発化であった³。特に、その数年前から、中国等のアジア地域に拠点を置くECサイトの利用が、売主側及び買主側の両面で、顕著に増えてきたと感じていた。そのようなECサイトにおける商標権侵害物品の流通対策が必要になるであろうことは、容易に予想された。

同じ時期、2018年には、海賊版サイトへのブロッキングの可否が非常に大きな議論的となった。わが国では、著作権侵害コンテンツについてのみ議論されていたように見受けられたものの、同様の問題は、インターネット上の商標権侵害についても生じ得るのではないかと考えていた。特に、2017年にタイが商標権侵害に基づくサイトブロッキングを可能とする法改正（後述2.4）を行ったとの情報に、また、2018年に商標権侵害に基づくサイトブロッキングに関する英国最高裁判決⁴に接したことは、そのような印象を強くした。

並行して、2016年ごろからは、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という。）事業者に対する規制の検討が政府内の各所で始まっていた⁵。同様の議論は、現在もなお、わが国のみならず、諸外国・地域でも進行中である⁶。ECサイト内（DPF内）

第1回シンポ（2020年2月14日開催）	第2回シンポ（2021年3月5日開催）
講演	
中国 ：陳 思勤 氏 (大阪大学 知的基盤総合センター特任准教授、博士(法学)) フィリピン ：Dr. Regina Reyes-Rara (Lawyer Managing Partner, Marks Pro Philippines/Law Firm of Reyes Rara & Associates) インド ：Ms. Elizabeth Puthran (Patent & Trade Mark Attorney, Puthran & Associates-Founder Partner)	ドイツ・欧州 ：Mr. Jan Hellenbrand (Attorney at law, TAXHET IP) 米国 ：Mr. Adam L.K. Philipp (Founder, Patent Attorney, AEON Law.) タイ ：Mr. Franck Fougere (Managing Partner, Ananda Intellectual Property Ltd.)
パネルディスカッション	
—上述講演者に加えて— 今枝 真一 氏 (楽天モバイル株式会社 監査役) 松永 章吾 氏 (ゾンデルホフ&アインゼール法律特許事務所 パートナー 弁護士)	—上述講演者に加えて— 宮脇 正晴 氏 (立命館大学 法学部 教授)

の商標権侵害への対応を検討するに当たっては、そのような議論も無視できないように思われた⁷。

DPF 内でその利用者が商標権侵害を行った場合の DPF 事業者の商標権侵害責任については、わが国の裁判例としては、知財高判平成 24 年 2 月 14 日（平成 22 年（ネ）10076 号）判時 2161 号 86 頁 [Chupa Chups 控訴審]⁸がある⁹ものの、それ以降、同種事案の判決は見られず、裁判所がいま現在も同判決の一般論に追随するとは、必ずしもいえないと思われる¹⁰。

本シンポは、以上のように、電子商取引の環境が大きく変わるとともに、DPF 事業者を含むインターネット上の媒介者を巡る議論がさまざまに見られる中で、いまだ合意が得られていないように思われるインターネット上の商標権侵害とその媒介者の責任について、あらためて考える機会となることを意図していた。

2.3 第 1 回シンポ以後の情勢

今から振り返れば、第 1 回シンポが開催された日は、ちょうど、わが国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大前夜であった。登壇予定だった Puthran インド弁護士は、インド政府による水際措置の都合で、直前に来日を断念され、リモートでご参加いただいた。今でこそ、リモートとリアルハイブリッド形式によるイベント開催は当たり前になったが、このときはありあわせの設備によるいわば“ぶつけ本番”であった。にもかかわらず、スムーズに進行できた（と、少なくとも筆者は思っている。）のは、本学会事務局の奥田靖子さんが緊急かつ的確に対応してくださったことによる。この場をお借りして、深い感謝の意を表したい。

その後の外出自粛等の影響で、インターネット通販の利用が顕著に増加したことで、本シンポの内容は、期せずして時宜にかなったものとなってしまった。

わが国では、そのような状況¹¹を背景に 2021 年商標法改正が行われ 2022 年 10 月 1 日に施行されたほか、同日に施行されたプロバイダ責任制限法の改正（発信者情報開示に関する非訟手続の創設）や、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利

益の保護に関する法律」の制定（注 7 も参照。）など、実務上、非常に重要な動きが見られた。

また、第 1 回シンポの直後に刊行された Frosio (Ed.) (2020) に商標権侵害について 3 編の論稿が収められたことや、最近では、2022 年の AIPPI サンフランシスコ国際総会で議題「商標とインターネット／ソーシャルメディア」についてレゾリュションが議論、採択されたことなどからも、本シンポの主題に関わる問題が国際的にも注目を集めていることがうかがわれる。

2.4 事例紹介：タイ

紙幅の関係で、本シンポで取り上げたすべての国・地域について紹介することはできない¹²。本稿では、第 2 回シンポの講演内容のうち、前述 2.2 のとおり、筆者が本シンポを企画するに当たって意識していた、タイにおけるサイトブロッキングについて触れておく¹³。

タイでは、2017 年にコンピュータ犯罪法（Computer Crime Act）が改正された。同法 20 条第 1 段は、知的財産関係法令違反の犯罪を構成するコンピュータデータの拡散行為に対して、所管官庁（デジタル経済社会省；Ministry of Digital Economy and Society）が、原則として大臣の承認の下（緊急時の例外につき、同条第 5 段）、当該拡散行為を停止する又は当該コンピュータデータを削除する命令を裁判所に求めることができると規定している。この命令が発出された場合、デジタル経済社会省は、サービスプロバイダーに対して、ウェブサイトのブロッキングを行うよう、指示することもできるとされている（同条第 4 段）。

商標権侵害行為に対するサイトブロッキングは、2020 年に初めて行われた。商標権者は日本の光学機器メーカーで、車載カメラの模倣品に関する事案だったという。この商標権者は、知的財産局（DIP；Department of Intellectual Property）に商標権侵害を告発し、それを受けた DIP がデジタル経済社会省に事件を移送し、前述のコンピュータ犯罪法に基づくブロッキングの命令が発出された。

筆者は、当該命令が発出された具体的な日付を確認していないが、当該事案を代理した法律事務所は、

DIPの担当官との数回の事前相談の後、2020年1月23日にDIPに告発し、同年9月1日付のクライアントアラートで、サイトブロッキングが認められたことを報告している（Julagasigorn and Jitmongkolthong, 2020）。

3. 必要とされる“横断”

3.1 法域（jurisdiction）の“横断”

本シンポは、国際交流の推進を目的の一つとしていたことから、海外の専門家を積極的に招聘した。

わが国で他法域の法を参照する¹⁴場合には、主に欧米諸国・地域などの先進主要国・地域の法¹⁵をその対象とするのが一般的なように思われる。それと比べて、本シンポの特徴の一つとしては、中国、ドイツ（欧州）、米国のような主要国・地域のみならず、インドやタイ、フィリピンといった南・東南アジアの、いわゆる新興国をも取り上げた点が挙げられると思われる。

これは、本委員会がアセアン・インド分科会（2018年度末に活動終了）を前身とすることにも起因するが、筆者としては、①実務家が新興国における事件を適切に処理するための知識の獲得¹⁶、②新興国・発展途上国支援¹⁷に際して必要となる被支援国の法情報の収集¹⁸、及び③将来的にハーモナイゼーション¹⁹が行われる場合に備えた²⁰予備的知識の獲得の観点から、知的財産法の研究においては、新興国・発展途上国の法をも、可能な限り、積極的に検討対象とする必要があると考えている²¹。また、近時は、「新興国やアジアの国々でも斬新な法を導入している例が出てきているし、日本自体が経済ばかりでなく、すでに多くの面で、国際社会の後塵を拝する立場へと後退していることも謙虚に自覚すべきである」（鈴木（賢）、2021：22）²²し、『「アセアン諸国の知財は遅れている」という認識から脱却」（豊崎、2017：4）する必要もあるのではなかろうか。

3.2 規制形式の“横断”

本シンポの講演内容によれば、DPF内の商標権侵害対策の実務では、どの国・地域でも、各DPF事業者に対する削除要請手続の利用が非常に重要で

あると感じた（Ohly, 2021：427も参照。）。近時は、DPF事業者が個別の商標権者や税関当局と協力し、商標権侵害対策にあたる例が見られる。また、画像認識やAI技術を用いた自動的なフィルタリングが行われている場合もある（知財研、2021）。

DPF事業者による自主的な取組みの重要性に鑑みれば、DPF内の商標権侵害対策について考察する際には、制定法や判決等のみならず、利用規約²³といった各DPF事業者のローカル・ルールのほか²⁴、技術的手段も視野に入れる必要がある。

3.3 学問分野の“横断”

DPF事業者は、前述3.2のようなローカル・ルールの整備をはじめとする自主的な取組み以外にも、利用者を増やすためのさまざまな誘因の付与を行う。このような誘因は、従前から、経済学（ティロー、2018：417-442）や経営学（クスマノ・ガワー・ヨッフィー、2020）の大きな関心事であるといえよう。また、国家がそれらに関与する態様もさまざまであり得る（知財研、2021：36-37）。

このような複雑な規制枠組みを観察し、制度設計を検討するのであれば²⁵、経済学及び経営学を含む人文社会科学領域の知見が必要であろうし、前述3.2のとおり技術的手段を視野に入れるのであれば、自然科学領域の技術専門家の協力も不可欠となろう。

3.4 政策分野の“横断”

前述2.2のとおり、DPF事業者に対する規制が政府内の複数の部局で議論されている²⁶ことから明らかなように、DPF内の商標権侵害について考えるに際して、知的財産の視点からのみでは、その規制の全体像を見失いかねず、全体最適な帰結を得られないおそれがあると思われる。

最近の産業財産権制度の改正等を振り返ってみても、従前の産業財産権政策の枠組みにとどまらず、またそれ故に、その過程も従前の産業財産権法の改正等とは異なるものが散見されるように思われる。たとえば、直近では、2022年に成立した、いわゆる「経済安全保障推進法」で定められた特許出願の非公開制度は、そもそも特許法の改正を経ることなく導入される。これは、経済安全保障政策の1メ

ニューとして、従前の産業財産権政策の枠組みを大きく越えて、その内容が検討、決定されたように思われる²⁷。

このような例に限らず、解決されるべき社会課題の複雑化に伴って、関係する政策分野が多岐にわたり、その一部（のみ）に知的財産政策が関わるといった局面は、今後も見られ得ると予想される。

4. まとめに

筆者は、本シンポの主題を通じて、その検討に当たっては、前述3.のような境界（なお、これらに限定されるとの趣旨ではない。）を“横断”しようとする姿勢が必要ではないかと考えた。同様のことは、多かれ少なかれ、他の問題にも当てはまり得ると思われる。

本学会は、そのような姿勢で知的財産研究を行う場として、相当な程度、適していると思われる。本学会には、「知的財産」（「知的財産【法】」ではない。）を依り代に、さまざまな分野から、研究者のみならず、産業界の実務者も所属している。前述3.2の「規制形式」の中には、外部からでは観察されにくいものがあると思われるところ、当事者やそれに近い実務者の意見等を取り込みやすい環境であると思われる。前述3.3の「学問分野の“横断”」は、「学際研究」を目的として設立された本学会の、まさに本分である。

反面、本学会の参加者が「知的財産」を依り代にして集まっていることによるある種の限界として、前述3.4のような、知的財産政策以外の政策分野についてまでは、目が行き届かないおそれがあるように思われる。視野狭窄に陥らないよう、広い視野で社会課題を捉え、他の政策分野の実務者、研究者との交流を意識的、積極的に行うよう、心掛ける必要があるのではないか。

本委員会としては、以上のような視点を踏まえつつ、引き続き、前述3.1のような法域“横断”的な研究の観点から、国際的な学術交流を進めていくこととしたい。

注

- 1 「媒介者」の語が多義的であることにつき、邦語文献として神足（2020：133-134）を参照。「知的財産国際シンポジウム」では、ほとんどの場面で、ECサイトをはじめとするデジタルプラットフォーム事業者について議論したが、後述（2.2及び2.4）の通り、若干とはいえ、サイトブロッキングにも目配りしたいとの趣旨で、より広く「媒介者」との語を用いた。この趣旨は、本稿でも同様である。
- 2 すでに「学際研究の必要性」に言及するものとして、鈴木（将）（2021：87）を参照。
- 3 市場規模の推移等の詳細につき、経産省（2022）を参照。
- 4 Cartier International AG v. British Telecommunications Plc [2018] UKSC 28.
- 5 本シンポ開催当時の全体像の簡潔な紹介として、森（2020：18-19）を参照。
- 6 詳細につき、たとえば、『消費者法研究』8号（2020）及び同10号（2021）の特集「デジタル・プラットフォームと消費者保護（1）（2）」、『法律時報』94巻8号の小特集「欧米のデジタル・プラットフォームビジネス規制の動向」に所収の論稿を参照。
- 7 たとえば、2022年5月1日から施行されている「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」4条1項1号の「重要事項」には、「商標」が含まれる（同法施行規則3条3号）。なお、他の知的財産が含まれていない理由等については、石橋・藤本（2022：16）を参照。
- 8 原審判決として東京地判平成22年8月31日（平成21年（ワ）33872号）判時2127号87頁〔Chupa Chups 一審〕がある。
- 9 紙幅の関係で、同判決の検討は行わないが、筆者が共感を覚える意見として土肥（2016）を参照。私見としては、〔Chupa Chups 控訴審〕の述べるとおり、ある一定の場合には、DPF事業者の商標権侵害責任（特に、DPF事業者に対する差止請求）を肯定して良いと思われる。しかしながら、その法律構成については、DPF事業者を規範的に侵害主体として評価したと思しき〔Chupa Chups 控訴審〕よりも、侵害関与者としてDPF事業者の責任を問うべきであって、差止請求を肯定する場合には、商標法36条1項の類推適用の方が妥当と思われる。ただし、その場合の残された課題につき、著作権法に関する検討ではあるものの、上野（2015：56-57）を参照。
- 10 たとえば、現在の知財高裁1部の大鷹一郎裁判長は、〔Chupa Chups 一審〕の裁判長だったことから、同種事案が同部に係属した場合、同部は〔Chupa Chups 控訴審〕の一般論には追従しないのではないと思われる。
- 11 世界的にも同様の状況にあることにつき、WTO（2020）を参照。
- 12 本シンポで取り上げた国・地域に関する邦語文献で比較的新しいものとして、たとえば、中国につき知財研究教育財団（2021）3章2節に所収の論稿を、インドにつきJETRO ニューデリー（2020）を、欧州（ドイツ）につき川地（2022）を、米国につき安藤（2021）を参照。フィリピン及びタイを含むASEAN諸国につき、JETRO バンコク（2020）を参照。それらを含む複数の国・地域を調査した邦語文献としてJETRO（2021）及び知財研（2021：12）を、英語文献としてINTA（2021）を参照。その他、前述2.3のAIPPI サンフランシスコ国際総会のために各国から提出された報告書（AIPPI ウェブ）を参照。
- 13 Taweepoon and Julagasigorn（2017）及びJulagasigorn and Jitmongkolthong（2020）を参照。
- 14 比較法の目的につき、貝瀬（2019：20-33）を参照。
- 15 近時は中国法もここに含めて良からう。池田（2022：13）の言も参照。
- 16 なお、準拠法の選択につき、羽賀（2022：140-144）を参照。
- 17 本委員会の委員はいずれも、何らかの形で、新興国・発展途上国の知財制度支援及び人材育成等に関与しているか、関与した経験を有する。
- 18 なお、新興国・発展途上国における知財制度支援といえば、特許制度に関する支援を想起される方が多いかもしれない（発展途上国の経済発展と特許制度につき、小田切、2011を参照。）。しかしながら、商標制度もまた、イノベーションに関わり得ることは否定されない（Gangjee, 2021；Frontier Economics Ltd, 2017；小塚、2015：773）。

19. 本シンポの主題の問題に関するハーモナイゼーションの試みは、2012年の世界知的所有権機関（WIPO）商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT；Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications）ですで行われていた。このとき、共同勧告（Joint Recommendation）の採択が検討されたものの（作業文書 WIPO/SCT/25/3）、その後、断念された（作業文書 WIPO/SCT/27/11, para.213）。最近では、その問題は、WIPO エンフォースメント諮問委員会（ACE；Advisory Committee on Enforcement）で議論されているとのことである（知財研、2021：12-15）。
なお、前述共同勧告の検討時には、仮想空間（Virtual Worlds）における商標の使用にも言及があった（作業文書 WIPO/SCT/25/3, paras.39 and 46）。近時、メタバースに関する議論が盛んであるが、当時は、「Second Life」のサービスを中心に議論が展開されていた。当時の、わが国商標法の議論につき潮海・芦田（2011）を、米国の議論につき、たとえば Duransuke（2008）及び Bakin and Novek（Eds）（2006）を参照。また、本シンポの主題に関係する裁判事例として、Minsky v. Linden Research, Inc., No. 1：08-CV-819（LEK-DRH）（N.D.N.Y. Filed Jul. 29, 2008）があった。
 20. 新興国・発展途上国の方が、先進国よりも数が多いのだから、多数決を想定すれば、合意形成に際して新興国・発展途上国の法制度等の事情を無視することはできない。
 21. なお、今後のアプローチ方法につき、筆者が示唆を受けているものとして、市橋（2011）及び溜箭（2020）がある。
 22. 注 19 で触れたメタバースを巡っては、韓国が先進的であるように見受けられる。
 23. なお、利用規約等を巡る DPF 事業者・利用者間の紛争につき、松尾（2021）及び小泉・相良・佐藤・柴田・杉村・長澤（2022：10）（柴田及び佐藤発言）を参照。
 24. これらの中間的な存在として、プロバイダ責任制限法のガイドラインや『電子商取引及び情報取引等に関する準則』もまた重要であることは論を俟たない。非国家法の重要性につき、鈴木（賢）（2021：22-23）及び溜箭（2022：45）を参照。今後のアプローチ方法につき、筆者が示唆を受けているものとして、清水（2019）及び清水（2018）がある。
 25. Ohly（2021：431）は、より洗練された規制枠組みが必要とされているとしつつ、欧州連合のデジタルサービス法（DSA；Digital Services Act）に言及する。DSA については多数の論稿が存在するところ、知的財産法学者の手になるものとして、たとえば、張（2021）及び橋（2022）を参照。
 26. インターネット上の海賊版対策やメタバースに関する議論にも、同様の傾向が見られると思われる。
 27. 意匠法の 2019 年改正もまた、デザイン政策の 1 メニューとして改正内容が検討、決定されていた例といえる（藤本、2021：98）。
- 参考文献
- 安藤和宏（2021）「米国商標法における間接侵害に関する一考察」『特許研究』71 号、pp. 6-22。
- 池田眞朗（2022）「中国電子商取引法研究の意義—本書の解題を兼ねて」、同・朱大明・金安妮編著『中国電子商取引法の研究』商事法務、pp.3-13。
- 石橋勇輝・藤本元気（2022）「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令及び施行規則の概要（上）」『NBL』1217 号、pp. 13-22。
- 市橋克哉（2011）「行政法整備支援とその行政法学への示唆」『国際開発研究』20 巻 2 号、pp. 35-47。
- （一財）知的財産研究教育財団 知的財産研究所（2021）『「国際知財制度研究会」報告書（令和二年度）」各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査（特許庁ウェブ）。
- （一財）知的財産研究教育財団（2021）『知的財産に関する日中共同研究報告書』特許庁委託令和 2 年度知的財産保護包括協力推進事業（特許庁ウェブ）。
- 上野達弘（2015）「著作権法における差止請求の相手方」『判例タイムズ』1413 号、pp. 47-57。
- 小田切宏之（2011）『「知的財産権、経済発展とキャッチアップ」研究プロジェクトからの教訓』『知的財産法政策学研究』33 号、pp. 1-21。
- 貝瀬幸雄（2019）『比較法学入門』日本評論社。
- 川地宏行（2022）「ドイツにおけるデジタルプラットフォームの法的地位」『法律時報』94 巻 8 号、pp. 70-74。
- クスマ、M.A.・A. ガワー・D.B. ヨッフィー（2020）『プラットフォームビジネス』青島矢一監訳、有斐閣。
- 経済産業省商務情報政策局情報経済課（2022）『令和 3 年度電子商取引に関する市場調査報告書』令和 3 年度デジタル取引環境整備事業（経産省ウェブ）。
- 小泉直樹・相良由里子・佐藤達文・柴田義明・杉村純子・長澤健一（2022）「ビジネス・コート開庁記念座談会—知財司法の新たな船出」『NBL』1229 号、pp. 4-26。
- 神足祐太郎（2020）『諸外国におけるインターネット媒介者の「責任」』『レファレンス』839 号、pp. 131-157。
- 小塚壮一郎（2015）「商標とブランドの「法と経済学」」、小泉直樹・田村善之編著『中山信弘先生古稀記念 はばたき—21 世紀の知的財産法』弘文堂、pp. 764-778。
- 潮海久雄・芦田望美（2011）「仮想世界における商標権」『NBL』967 号、pp. 70-76。
- 清水真希子（2018）「規範の形成とエンフォースメント—ハードローとソフトローの相対化のための枠組み—」、河上正二・大澤彰編著『廣瀬久和先生古稀記念 人間の尊厳と法の役割』信山社、pp. 489-511。
- 清水真希子（2019）「民事におけるソフトロー」『法学セミナー』776 号、pp. 30-34。
- 鈴木賢（2021）「比較法から吹く風は日本法を変えるのか—同性婚の法制化を例として」『法学セミナー』792 号 pp. 20-26。
- 鈴木将文（2021）「知的財産の保護と利用に関するデジタルプラットフォームの役割と責任—学際的研究に向けて」『法律時報』93 巻 12 号、pp. 82-87。
- 橋雄介（2022）「米国通信品位法 230 条の動向とプロバイダ責任のあり方への示唆—第 116 議会及び EARN IT 法案の分析を中心に—」『情報通信学会誌』39 巻 4 号、pp. 119-126。
- 溜箭将之（2020）「外国法の参照・日本法の参照」『法律時報』92 巻 4 号、pp. 42-48。
- 張善映（2021）「EU におけるプラットフォーム規制と『デジタルサービス法』規則案の意義」『獨協法学』115 号、pp. 211-244。
- ティール、J.（2018）『良き社会のための経済学』村井章子訳、日本経済新聞社。
- 豊崎玲子（2017）「特集：アセアン諸国の知財制度」『日本知財学会誌』14 巻 2 号 pp. 2-4。
- （独）日本貿易振興機構知的財産課（2021）『発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーム／プロバイダーが負う法律上の責任に関する各国比較調査報告書』（特許庁ウェブ）。
- （独）日本貿易振興機構ニューデリー事務所（2020）『インドにおけるインターネット上の模倣品対策に関する調査報告書』（特許庁ウェブ）。
- （独）日本貿易振興機構バンコク事務所（2020）『ASEAN 地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査』（特許庁ウェブ）。
- 土肥一史（2016）「権利侵害と商標の使用—総論と使用主体論を含めて—」、同『商標法の研究』中央経済社、pp. 175-191。（初出 2014）。
- 羽賀由利子（2022）「デジタルプラットフォームと涉外民事紛争」、成蹊大学法学部編『未来法学』有斐閣、pp. 129-150。
- 藤本一（2021）「意匠法令令和元年改正の文脈」『パテント』74 巻 8 号、pp. 97-108。
- 松尾剛行（2021）「プラットフォーム事業者によるアカウント凍結等に対する私法上の救済について」『情報法制研究』10 号、pp. 66-78。
- 森亮二（2020）「プラットフォームの法的責任と法規制の全体像」『ジュリスト』1545 号、pp. 14-20。
- Balkin, J.M. and B.S. Novack（Eds.）（2006）*The State of Play：Law, Games, and Virtual Worlds*, NYU Press.
- Duranske, B.T.（2008）“Intellectual Property Law and Virtual Worlds,” in *Virtual Law – Navigating the Legal Landscape of Virtual Worlds*, ABA Publishing, pp. 139-164.
- Frontier Economics Ltd（2017）*The Economic Contribution of Trademark-Intensive Industries in Indonesia, Malaysia, the Philippines, Singapore, and Thailand*,（INTA ウェブ）。
- Frosio, G.（Ed.）（2020）*Oxford Handbook of Online Intermediary Liability*, Oxford University Press.

- Gangjee,D. (2021) "Trade marks and innovation?," in G.B.Dinwoodie and M.D.Janis (Eds), *Research Handbook on Trademark Law Reform*, Edward Elgar Publishing, pp. 192-224.
- International Trademark Association (2021) *Intermediary Liability and Takedown Policies in Asia*, (INTA ウェブ).
- Julagasigorn, P and S.Jitmongkolthong (2020) "The First Case against Trademark Infringement under Thailand's Computer Crime Act," (Tilleke & Gibbins ウェブ).
- Ohly,A. (2021) "The liability of intermediaries for trade mark infringement," in G.B.Dinwoodie and M.D.Janis (Eds), *Research Handbook on Trademark Law Reform*, Edward Elgar Publishing, pp. 396-431.
- Taweepoon,S. and P.Julagasigorn (2017) "Thailand's New Law for Combating Online IP Infringement," *World Intellectual Property Report*, Vol. 31, No. 4, pp. 1-3.
- World Trade Organization (2020) *E-commerce, Trade and the COVID-19 Pandemic*, (WTO ウェブ).
- [追記]
- 本稿脱稿後、次の文献及び判決に接した。
- ・2.3 中「2022 年の AIPPI サンフランシスコ国際総会」との関係で、副田圭介 (2022) 「= 議題 (商標): 商標とインターネット/ソーシャルメディア =」『AIPPI』67 巻 12 号, pp. 37-43. を参照。
 - ・注 12 中「欧州」との関係で, Case C-148/21 & C-184/21, Louboutin v. Amazon Europe Core Srl, CJEU, 22 December 2022. を参照。